

## 第4期特定健康診査等実施計画

セメント商工健康保険組合

令和6年2月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら現在では、急速な少子高齢化が進展するなかで大きな環境変化に直面しており、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者（健保組合）は、40歳から74歳の被保険者・被扶養者を対象に糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）、及びその結果により健康の保持・生活習慣の改善に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとなった。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、6年を1期として令和6年度から令和11年度までの「第4期特定健康診査等実施計画」を定めることとし、本計画に基づき実施する。

## セメント商工健康保険組合の現状

項目	内容
形態	セメント建材・セメント製品の製造・販売等を主たる業とする事業所が加入している総合健康保険組合
加入事業所	492 社 ※令和 4 年度末
加入者数	被保険者 14,564 名 被扶養者 11,608 名 計 26,172 名 ※令和 4 年度平均人数
40 歳以上加入者数	被保険者 10,445 名 被扶養者 3,838 名 計 14,283 名
平均年齢	47.56 歳 (男 48.43 歳 女 43.96 歳) ※令和 4 年度末
加入者居住区域	事業所は全国都道府県に所在しており、このうち東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県に在勤している被保険者は約 8 割、それ以外が 2 割程度。
健診実施機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人 東京都総合保健施設振興協会契約健診機関による事業所巡回健診・会場別巡回健診等</li> <li>・組合直接契約健診機関</li> <li>・契約外健診機関で実施した場合、費用補助制度あり</li> </ul>
特定健康診査受診者数	被保険者 8,930 名 被扶養者 1,281 名 計 10,211 名 受診率 72.3% ※令和 4 年度
特定保健指導実施者数	動機付け支援 181 名 積極的支援 252 名 計 433 名 実施率 18.9% ※令和 4 年度

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

特定健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した健診を行い、その結果に基づく保健指導を行うことにその特色がある。これは、内臓脂肪の蓄積が生活習慣病の発症に大きく関与していることが、近年、明らかとなっていることから、内臓脂肪を蓄積している者に対して運動や食事等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより、生活習慣病の予防を行うことができるという考えに基づくものである。

また、メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後も更に多くの受診機会を設けるため、委託健診機関を全国的に増やすとともに、その個別健診データを健保組合データベースに取り込み一括管理し、引き続き当健保組合が主体となって特定健康診査を実施し、特定保健指導につなげると共に、積極的な健康づくりに向けた保健施設事業にも供していく。

### 3 事業所が行う健康診断との関係

当健康保険組合が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査および保健事業で実施する健診と事業所が実施する「労働安全衛生法」に基づく定期健診を共同事業として実施をした場合は、必要な費用は事業主が負担する。

また、事業主が健診を実施した場合は、当健康保険組合はそのデータを事業主から受領する。

### 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の目的は、生活習慣病に移行させないことであり、そのための保健指導は、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

第4期の最終年度である令和11年度における特定健康診査の実施率を85%とする（国の基本指針が示す目標値に即して設定）。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
被保険者	89%	90%	91%	92%	93%	94%	—
被扶養者	40%	44%	47%	52%	55%	59%	—
被保険者+被扶養者	76%	78%	80%	82%	83%	85%	85%

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率30%とする（国の基本指針が示す目標値に即して設定）。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

（被保険者＋被扶養者）

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	国の目標値
40歳以上対象者	14,180	14,081	13,983	13,885	13,788	13,691	—
特定保健指導対象者数（推計）	2,297	2,281	2,265	2,249	2,234	2,218	—
実施率	23%	25%	27%	28%	29%	30%	30%
実施者数	528	570	612	630	648	665	—

### 3 特定健康診査等の実施成果に係る指標

令和11年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の減少率を25%以上とする（国の基本指針が示す全国目標に即して設定。特定健康診査等の実施成果を検証するための指標）。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ① 特定健康診査

##### 被保険者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者（推計値）	10,530	10,456	10,383	10,310	10,238	10,166
目標実施率	89%	90%	91%	92%	93%	94%
目標実施者数	9,372	9,410	9,449	9,485	9,521	9,556

##### 被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者（推計値）	3,650	3,625	3,600	3,575	3,550	3,525
目標実施率	40%	44%	47%	52%	55%	59%
目標実施者数	1,460	1,595	1,692	1,859	1,953	2,080

##### 被保険者＋被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者（推計値）	14,180	14,081	13,983	13,885	13,788	13,691
目標実施率	76%	78%	80%	82%	83%	85%
目標実施者数	10,832	11,005	11,141	11,344	11,474	11,636

#### ② 特定保健指導の対象者数

##### 被保険者＋被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者（推計値）	14,180	14,081	13,983	13,885	13,788	13,691
動機付け支援対象者	806	801	795	790	784	778
実施率	23%	25%	27%	28%	29%	30%
実施者数	185	200	215	221	227	234
積極的支援対象者	1,491	1,480	1,470	1,460	1,450	1,439
実施率	23%	25%	27%	28%	29%	30%
実施者数	343	370	397	409	420	432
保健指導対象者	2,297	2,281	2,265	2,249	2,234	2,218
実施率	23%	25%	27%	28%	29%	30%
実施者数	528	570	612	630	648	665

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、東振協契約健診機関による事業所巡回健診・会場別健診等及び組合直接契約健診機関で実施し、それ以外の契約外健診機関にあつては、補助金で対応する。

特定保健指導は、東振協が契約する機関等実施可能な機関にアウトソーシングする。

#### (2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章（平成30年4月：厚生労働省）に記載されている健診項目とする。

#### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### (4) 委託の有無

##### ア 特定健康診査

東振協及び組合直接契約健診機関に委託し、事業所巡回健診・会場別健診等を実施する。この他、代表医療保険者（健保連）を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、全国での受診が可能となるよう措置する。

##### イ 特定保健指導

特定健康診査データを当健保組合のデータベースに取り込み一括管理とし、特定健康診査データを階層化したうえで、「標準的な健診・保健指導プログラム」の考え方に基つきアウトソーシングする。

#### (5) 受診方法

ア 事業所巡回による健診は、事業所で受診希望者を取りまとめたうえで、健保組合を通じて東振協等において、付加健診も含めて受診する。

イ 会場別の健診についても、事業所で受診希望者を取りまとめたうえで、健保組合を通じて東振協等において、付加健診も含めて受診する。

ただし、被扶養者及び任意継続被保険者にあつては特定健康診査のみの受診も選択できる。

ウ 組合直接契約健診機関等による健診は、希望者が直接健診機関へ予約し、付加健診も含めて受診する。

エ 人間ドックについては、希望者が直接健診機関へ予約し、付加部分も含めて受診する。

なお、後日、必要に応じて当健保組合から特定健康診査に係る質問票を送付する場合がある。

オ 補助金対応の場合は、立て替えた健診費用を後日、健診結果表・領収書・質問票回答等を添付し健保組合へ補助金申請する。

カ 被扶養者の特定健康診査については、特に、健保組合から交付する受診券を健診機関に被保険者証とともに提出して受診する。受診の際の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合、その部分の費用は個人負

担とする。

#### (6) 周知・案内方法

本計画は、当健保組合機関紙「健保だより」やホームページに掲載し、公表・周知をする。

#### (7) 健診データの受領方法

特定健康診査のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当健保組合で保管する。また、特定保健指導の委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

### IV 個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「セメント商工健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健保組合及び委託した健診・保健指導機関は業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合施設課の職員に限る。

### V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、当健保組合機関紙「健保だより」やホームページに掲載し、公表・周知をする。

### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、当健保組合施設課において実施状況等を把握し、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

### VII その他

当健保組合（施設課）職員にあつては、特定健康診査・特定保健指導に係る研修等に積極的に参加させる。